

西東京市介護予防・日常生活支援総合事業の単価・基準等の改定について

令和3年度介護報酬改定に伴い、令和3年4月1日付で介護予防・日常生活支援総合事業における単価・基準等も改定が行われます。

西東京市の各サービスにおける改定対応は、それぞれ以下のとおりとなる予定です。

(現段階における国の告示や資料等に基づき判断した改定対応です。今後、国からより詳細な通知等が発出された場合、変更となる場合がございます。その際は、改めてお知らせいたします。)

共通事項（訪問・通所）

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応 (A2・A3・A6・A7共通)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価としての上乗せ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定 	左記の見直し内容を適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し 職場環境等要件に定める取組について、所定の見直しを行うとともに、当該取組の実施について、当該年度における実施を求める。 	左記の見直し内容を適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員等特定処遇改善加算の見直し 平均の賃金改善額の配分ルールについて、所定の見直しを実施 	左記の見直し内容を適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止 上記区分の算定が進んでいることを踏まえ、加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を廃止(1年の経過措置期間あり) 	左記の見直し内容を適用
<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメント対策の強化 職場におけるハラスメントにより従業者の就業環境が害 	左記の見直し内容を適用

<p>されることを防止するための指針の明確化等の義務づけ</p>	
<p>○ 業務継続に向けた取組の強化 感染症や災害が発生した場合に備え、業務継続に向けた計画等の策定その他所定の取組を義務づけ(3年の経過措置期間あり)</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ 感染症対策の強化 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催その他所定の取組を義務づけ(3年の経過措置期間あり)</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ 運営規程等の掲示に係る見直し 運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ 高齢者虐待防止の推進 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、委員会の開催その他所定の取組を義務づけ(3年の経過措置期間あり)</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ 利用者への説明・同意等に係る見直し 重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、電磁的記録による対応や押印欄の削除等の所定の見直しを実施</p>	左記の見直し内容を適用
<p>○ 人員配置基準における両立支援への配慮 介護現場において、事後と育児や介護との両立が可能</p>	左記の見直し内容を適用

<p>となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、所定の見直しを実施</p>	
<p>○ 会議や多職種連携におけるICTの活用 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く)について、テレビ電話等の活用に係る所定の見直しを実施</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 員数の記載や変更届出の明確化 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 記録の保存等に係る見直し サービス事業者における諸記録の保存、交付等についての電磁的な対応や、記録の保存期間についての取扱いを明確化</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 地域区分 地域区分の見直し(令和3年度から令和5年度まで)</p>	<p>左記の見直し内容を適用 ※3級地に変更なし</p>

訪問型サービス

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	介護予防訪問介護相当サービス(A2)	市独自基準の訪問型サービス(A3)
<p>○ 基本報酬の改定</p> <p>給付における令和3年度報酬改定を踏まえて、旧介護予防訪問介護に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して、国が目安となる単価を提示</p>	国が提示する単価と同額で設定	従来どおり、国が提示する単価の100分の95に相当する単価で設定
		上記の単価改定と同時に、西東京市くらしヘルパーのサービス単価を廃止し、有資格者のサービス単価に統一する報酬体系の見直しを実施
<p>○ 生活機能向上連携加算の見直し</p> <p>加算(Ⅱ)における共同してカンファレンスを行う要件に関する取扱いについて明確化</p>	左記の見直し内容を適用	適用なし (生活機能向上連携加算は設定されていないため)
<p>○ サービス提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を地域包括支援センター等へ提供することをサービス提供責任者の責務として明確化</p> <p>【平成30年10月改定内容】</p>	左記の改正内容を適用済み	平成30年10月改定の際は、訪問事業責任者については左記の改定内容を適用しないこととしていたが、地域包括支援センター等との情報共有の重要性等を踏まえ、令和3年4月1日から左記の改定内容を訪問事業責任者にも適用することとする。
<p>○ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ</p> <p>サービスに直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ(3年の経過措置期間あり)</p>	適用なし (無資格者のみが対象とされているため)	西東京市くらしヘルパーについて、左記の見直し内容を適用

○ CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCA サイクルの推進 CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCA サイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化 同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理について、減算の適用前の単位数を用いるよう見直し	左記の見直し内容を適用	適用なし (サービスコードの設定上、左記の対応ができないため)

通所型サービス

国が示す単価・基準等の見直しの概要	西東京市における改定対応	
	介護予防通所介護相当サービス(A6)	市独自基準の通所型サービス(A7)
○ 基本報酬の改定 給付における令和3年度報酬改定を踏まえて、旧介護予防通所介護に相当するサービスに要する平均的な費用の額を勘案して、国が目安となる単価を提示	国が提示する単価と同額で設定	従来どおり、以下のそれぞれの区分に応じて算定した単価を設定 (1)送迎なし・1時間以上3時間未満 →(3)の 100 分の 97 (2)送迎あり・1時間以上3時間未満 →(4)の 100 分の 97 (3)送迎なし・3時間以上 →国提示単価から同一建物減算分を控除した値の 100 分の 95 (4)送迎あり・3時間以上 →国提示単価の 100 分の 95
○ 生活機能向上連携加算の見直し ＜現 行＞ 200 単位／月 ⇒＜改定後＞ 加算(I) 100 単位／月 加算(II) 200 単位／月	左記の見直し内容を適用	適用なし (生活機能向上連携加算は設定されていないため)

<p>○ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実 <現 行> 栄養スクリーニング加算 5 単位/回 口腔機能向上加算 150 単位/月 ⇒<改定後> 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20 単位/回 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5 単位/回 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150 単位/月 口腔機能向上加算(Ⅰ) 160 単位/月</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実 <現 行> なし 栄養改善加算 150 単位/月 ⇒<改定後> 栄養アセスメント加算 50 単位/月 栄養改善加算 200 単位/月</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCA サイクルの推進 CHASE・VISIT を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCA サイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨 また、科学的介護推進体制加算(40 単位/月)を創設し、取組を評価</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>
<p>○ サービス提供体制強化加算の見直し サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、所定の見直しを実施</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>適用なし (サービス提供体制強化加算は設定されていないため)</p>
<p>○ 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化 同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理について、減算の適用前の単位数を</p>	<p>左記の見直し内容を適用</p>	<p>適用なし (同一建物減算は設定されていないため)</p>

用いるよう見直し		
○ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ サービスに直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ(3年の経過措置期間あり)	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 災害への地域と連携した対応の強化 非常災害対策に係る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用
○ 通所介護における地域等との連携の強化 事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととする。	左記の見直し内容を適用	左記の見直し内容を適用